

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
琴浦町	下郷地区(三保)	令和2年3月23日	—

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	61. 5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38. 0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11. 0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9. 5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1. 5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2. 0ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

水稻・芝部門において、後継者が不足しており先行きが不透明である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

三保集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体と認定新規就農者1経営体と今後育成すべき農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻・ 飼料作物	12.7 ha	水稻・ 飼料作物	13.7 ha	下郷・浦安地区
認農		飼料作物	4.9 ha	飼料作物	5.9 ha	下郷・八橋地区
認農		芝・ 露地野菜	1.0 ha	芝・ 露地野菜	1.0 ha	下郷・八橋・ 上郷地区
認就		施設野菜	0.0 ha	施設野菜	0.0 ha	下郷・成美地区
他		水稻・芝・ 露地野菜	1.8 ha	水稻・芝・ 露地野菜	1.8 ha	下郷・八橋地区
計	5人		20.4 ha		22.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

今後貸出しの意向がある農地については、地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員を介して、中間管理事業の活用を検討しながら中心経営体への集約化を進めていく。
 また、集落営農組織や法人化による農地の集約について検討していく。

(参考) 農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付等の区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	大字三保字屋敷158-1	1,160		
2	大字三保字屋敷160	408		
3	大字三保字屋敷160-1	1,134		
4	大字三保字屋敷161	298		
5	大字三保字上宮ノ西165	185		
	計	3,185		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
琴浦町	下郷地区(下光好)	令和2年3月22日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19. 8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15. 1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3. 6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0. 0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0. 1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7. 0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

不耕作の水田が増えてきている。
水田の排水が悪い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下光好集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻・露地野菜	2.1 ha	水稻・露地野菜	9.1 ha	下郷・上郷地区
認農		水稻・飼料作物	5.0 ha	水稻・飼料作物	5.0 ha	下郷・上郷地区
認農		水稻・飼料作物	2.3 ha	水稻・飼料作物	2.3 ha	下郷地区
計	3人		9.4 ha		16.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

ほとんどの農地については、当面現状のまま耕作が続けられる見込みだが、今後空き農地が出てくる時には中間管理事業の活用を検討しながら中心経営体に農地を集約していく。

(参考) 農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付等の区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	大字光好字高畠15	1,700		
2	大字光好字高畠22	2,039		
3	大字光好字高畠23	2,060		
4	大字光好字竹下418-1			1,449
5	大字効字東小谷659			2,278
	計	5,799		3,727

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
琴浦町	安田地区(尾張)	令和2年3月21日	一

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	24. 5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15. 9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3. 5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0. 2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0. 6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3. 0ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- ・災害の影響や鳥獣被害により482番地以南の農地(水田)は耕作できる状態にない。
- ・水田の耕土が薄く石ガラが多いため、余分に除去作業を行う必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

尾張集落の農地利用は、中心経営体である認定新規就農者1経営体と認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認就		水稻・露地野菜	1.6 ha	水稻・露地野菜	3.6 ha	安田地区
認農法		WCS・小麦	2.8 ha	WCS・小麦	3.8 ha	安田・赤崎・以西地区
計	2人		4.4 ha		7.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

耕作できない農地・区域については、農業委員会と連携しながら非農地化を行い、守るべき農地に労力を集中して営農を継続していく。
また、農地を中心経営体へ集約化できるよう、農地中間管理事業による貸借を積極的に活用していく。

(参考) 農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付等の区分(m ²)		
		貸付	作業委託	売渡
1	大字尾張字大下モ14-2	1,129		
2	大字尾張字大下モ15	1,594		
3	大字尾張字大下モ16-1, 2	760		
4	大字尾張字大下モ17	1,488		
5	大字尾張字下向田75	1,370		
6	大字尾張字下向田76	889		
7	大字尾張字下向田81-1	834		
8	大字尾張字古宮114-2	522		
9	大字尾張字古宮124-1	688		
10	大字尾張字前屋敷142-1	664		
11	大字尾張字阿弥陀面201-	1,282		
12	大字尾張字尾張谷	2,335		
	計	13,555		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。